

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： ザンビア国ルサカ市における都市開発及び都市交通
に係る情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号： 20a00759

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書 (案)

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年11月18日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年11月18日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ザンビア国ルサカ市における都市開発及び都市交通に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2021年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 角河佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部 アフリカ第三課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年12月9日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月18日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

- 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年1月15日（金） 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月29日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済みの資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定にかかる「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景

ザンビア共和国（以下、「ザンビア」とする）では、経済成長に伴い都市への人口流入が進んでいる。都市化が進む中、公共交通機関の利用率が低下している一方で、自動車登録累計台数は2007年以降、毎年10～25%の割合で増加しており、都市部の交通量の増加が著しい。特に首都であるルサカ市は、ナカラ回廊・南北回廊等複数の国際回廊の結節点に位置することから、地域間交通の他、各国際回廊を經由して大型貨物車両が中心部に流入し、市内の交通渋滞は悪化の一途をたどっている。

JICAは2009年、開発計画調査型技術協力「ルサカ市総合都市開発計画調査」において、同市における都市交通分野の開発戦略を含む総合的な都市開発計画（以下、「マスタープラン」とする）の策定を支援した。マスタープランは、アフリカ開発銀行、インド輸出入銀行等の他ドナーによっても活用されてきたが、策定から約10年が経過し、引き続き広く活用されるためには、状況変化に応じた先方政府（ルサカ市役所）による主体的な更新が必要である。

マスタープラン内の都市交通開発戦略の中では、内環状道路（ムンブワ-カフエカサマ間）が、市内道路の混雑解消と市外に位置するルサカ南部経済特区（LS-MFEZ: Lusaka South Multi Facility Economic Zones）へのアクセス確保の観点から優先プロジェクトとして挙げられていた。これを受け、ザンビア政府は我が国に対して、内環状道路及びLS-MFEZへのアクセス道路建設のため、無償資金協力「ルサカ南部地域居住環境改善事業」を要請し、我が国は内環状道路の一部とLS-MFEZへのアクセス道路の整備を行い、2014年11月に完工、引渡しを行った。他方、残るルサカ市内の内環状道路（約7km。以下、「内環状道路フェーズ2」とする。）に関しては、ザンビア政府が提案しているルートが多数の住民移転を必要とするものであり、環境社会配慮や住民移転計画に懸念があることから、代替ルート検討や代替事業支援の可能性を含め、さらなる検討が必要な状況にある。

2. 調査の概要

（1）調査の目的

本調査では、首都ルサカ市を対象に、「ルサカ市総合都市開発計画調査」において策定したマスタープランに関する現状、ならびにルサカ市の今後の都市開発計画に関する動向、課題を整理・分析することに加え、ザンビア政府が要請している内環状道路フェーズ2について、提案ルートと代替ルート及び代替的な支援事業案を検討しそれぞれの開発効果・妥当性の検証を行い、今後のJICAによる協力の方向性・可能性について検討を行う。

（2）対象地域：

ザンビア国ルサカ市

(3) 関係省庁・機関

ルサカ市役所、住宅・インフラ開発省、運輸・通信省、道路開発庁等

3. 調査の範囲

本調査は、「2. (1) 調査の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の位置づけ及び実施方針

本調査の結果は、JICA のザンビアにおける都市開発分野への今後の支援方針及び、内環状道路フェーズ2の支援の是非及び方針を定める上での、参考情報とするもの。本調査の実施方針は、以下のとおりとする。

① 「ルサカ市総合都市開発計画調査」において策定したマスタープランに関する調査・分析

開発計画調査型技術協力「ルサカ市総合都市開発計画調査」において JICA が策定を支援したマスタープランに関連し、主に以下の点に係る調査を行う。

ア) マスタープランの活用状況と課題

イ) ルサカ市が新規に策定しようとしている都市開発計画の情報収集と課題の分析

ウ) 低所得者居住区(コンパウンド)に関する情報収集と分析

エ) ルサカ市における COVID-19 の感染状況及び都市開発に対する影響について情報収集・整理。

そのうえで、関連省庁とも意見交換の上、各課題における支援ニーズを絞り込み、ルサカ市の都市計画策定に対する JICA 支援の方向性（もしくは可能性・ニーズ）を JICA に対して提案する。JICA による協力可能性を考慮する際には、技術協力と無償資金協力のスキームを活用することを念頭において検討すること。

② 市内の交通分野での改善事業の検討について

相手国政府が内環状道路フェーズ2として要請しているルートを基準として、住民移転、環境影響、コスト、開発効果、公共用地活用等の観点から複数のルートを比較検討し、その妥当性を検証した上で、最適なルートを JICA に提案する。上記で導き出した最適ルートについては、事業費の試算を JICA に提出する。

また、環境社会配慮上のインパクトや事業の実現可能性等を考慮した上で、他のボトルネックに対する改善のための事業の検討可能性も考慮し、緊急性や事業実現可能性等を比較の上、優先度を検討する。検討にあたっては JICA が内環状道路フェーズ2に関し、有する懸念点を予め JICA に確認し、それを踏まえ、調査・検討を実施すること。

これらの調査・検討結果を踏まえ、優先度が高い複数の改善事業案について、JICA が協力実施可能な妥当な事業内容であるかを提言する。

(2) JICA 職員等の現地調査への参加

一部 JICA ザンビア事務所員が同行する可能性があるため、余裕をもって日程調整を行うこと。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、JICA の協力の方向性を明確にすることを目的としていることを踏まえ、提言内容の策定に当たっては、調査の過程で電話・メール等で、密に機構に報告するとともに、調査の方向性については前広に機構と協議すること。報告書の内容、分析結果の記載内容・提言内容等について、当機構と十分に協議・確認すること。

(4) 作成資料、成果品について

調査の過程で作成する資料や成果品に関しては、可能な限り図表等を活用し視覚的に分かりやすいものにするよう留意すること。

(5) ザンビア側関係機関との関係

本調査のザンビア側関係機関としては、ルサカ市役所、住宅・インフラ開発省、運輸・通信省、道路開発庁及び関連省庁を想定している。調査開始に当たり、これらザンビア側関係機関に対し調査の概要を説明した上で、調査項目等に対するザンビア側関係機関の意見等を聴取し、調査結果に反映すること。なお、マスタープランの改訂支援及び内環状道路整備に関しては、ルサカ市役所から JICA に要望が挙げられたものであり、本調査に関しても協力的な姿勢である。

(6) 基礎的なセクター情報の収集方法

一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析、他援助機関の報告書資料などについては、インターネット等を活用して効率的に収集すること。また、調査対象国における制度情報収集・分析にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。

(7) 調査対象国関係機関とのアポイントメントと面談結果の報告

本調査の実施に際し、初回を除き相手国関係機関とのアポイントメントの取り付けは原則受注者が実施するが、JICA ザンビア事務所は初回の面談等必要に応じ、先方窓口の照会・アポイントメント取付支援等、円滑な調査実施のための協力を行う。

関係機関との面談後は、面談録を作成し、上述(3)のタイミング等にて、JICA に共有すること。

(8) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大を踏まえた対応

プロポーザルでは、将来渡航が可能となる前提で、2021年4月頃、及び6月頃にそれぞれ3週間程度の現地調査を行うことを想定して、業務計画書を策定すること。

現地調査(本邦からの渡航)の可否、タイミングは現地の治安・感染蔓延状況、外務省が発表する感染症危険レベル等を踏まえ、JICA が最終決定する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、現地調査が予定通り実施できない場合には、国内作業により可能な範囲で調査を実施するなどの対応を検討する。必要に応じて、遠隔での調査の実施も積極的に検討する。コロナ禍の状況や渡航制限措置等を踏まえ、現地調査から国内調査への振り替えなどは、両者協議の上、柔軟な対応を行う。

5. 調査の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。効果的に調査を実施するために以下の調査日程、調査方法、手順等は変更してよいが、変更した部分を明確にして、全体として効果的な調査日程、調査方法、手順をプロポーザルで提案すること。

(1) 第1次国内調査・作業（2021年2月上旬～3月上旬）

① 関連分野の情報収集・整理・分析

「ルサカ市総合都市開発計画調査」において策定したマスタープラン及び「内環状道路フェーズ2」を含む、既存の関連資料（JICA提供の資料を含む）・情報を整理、分析するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報をリストアップする。

② 現地調査の方針策定

①の結果を踏まえ、現地調査の方針、具体的な調査方法・項目・スケジュール、現地再委託の概要について検討を行う。

③ インセプション・レポート（案）及び質問票の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・調査の背景、経緯
- ・調査の目的
- ・調査の実施方針
- ・調査の内容と実施方法（作業項目、手法等を明記）
- ・作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
- ・調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・提出する報告書とその目次案
- ・JICAへの便宜供与依頼事項
- ・先方実施機関に対応を求める事項、質問票

④ インセプション・レポート（案）の説明・協議・最終化

JICA アフリカ部、ザンビア事務所、関連課題部とオンライン会議を開催し、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポート（質問票含む）を最終化し、JICAの承認を得る。

(2) 第1次現地調査（2021年4月上旬～5月上旬）

① 調査概要の説明

インセプション・レポートを要約（背景・経緯・目的・内容・調査方針、調査項目、調査計画、便宜供与依頼事項等）した英文プレゼンテーションを作成し、第1

回現地調査出発1週間前までにJICAへ提出する。現地では、同資料をもとにルサカ市及びザンビア政府関係省庁（道路開発庁等）に説明・協議・確認する。

② マスタープラン利活用状況の調査

- ア) マスタープランの利活用状況（政府内での位置づけ、他ドナーの認識・活用状況）を調査する。また、マスタープランで提言された事業の、各セクター毎の事業化状況及び事業化率、事業化されていないものはその課題等を調査する。また、事業化が進展している場合にも、引き続き開発課題がある場合には、それら課題に関する情報収集・整理を行う。
- イ) マスタープラン策定後の都市化の進展の速度や、都市構造や土地利用が計画と整合した形で進んでいるか等のレビューを行う。
- ウ) マスタープランがザンビア政府により有効に活用されていない部分があれば、その理由について分析・整理する。

③ 新たな都市開発計画に関する情報収集・整理

ルサカ市役所が新たに策定を予定している都市開発計画（IDP：Integrated Development Plan）の概要、策定スケジュール、計画策定体制、現在の状況を調査する。

④ 内環状道路全体及び内環状道路フェーズ2区間にかかる現況の確認

- ア) 内環状道路について、現在、特にひどい渋滞が発生している主要な交差点・道路をマスタープランの内容やルサカ市へのヒアリングなどを踏まえ選定し、その地点について交通量調査を行う。その結果と、2009年に策定されたマスタープランで示されている当時の交通量ならびに当時予測された2020年の交通量予測結果を比較し、当時2020年の交通渋滞状況として予測された結果と乖離している点を分析し、その原因を探る。なお、現地再委託を要する場合には、現地再委託に係る業者の選定・契約準備も本現地調査の中で行う。
- イ) ア)で得られた分析結果を踏まえ、道路の拡張、交差点の改修、信号システムの導入などインフラ整備の面からルサカ市内での渋滞解消に寄与する点を洗い出し、マスタープランをベースに整備優先度を検討する。その際、内環状道路フェーズ2の整備優先度を合わせて検討する。整備優先度が高い案件については、その概要を明確にする。
- ウ) 内環状道路フェーズ2については候補ルートを特定するため、ルサカ市役所の提示案を含む複数のルートの検討を行い、開発効果、社会影響、事業費の観点から踏まえ、JICAが支援可能な適切なルートか提言する。なお、公共用地活用の可能性も検討することとし、実施にあたっての社会的・技術的課題の抽出を行うこと。

⑤ 都市開発（特に、低所得者居住地区（以下、「コンパウンド」とする）の開発）の課題分析

- ア) コンパウンドにおける区画整備の状況や、ザンビア政府及びルサカ市役所の、開発計画及び関連政策、事業の計画・実施状況、課題等を調査、分析する。
- イ) 他ドナーの支援状況を調査、分析する。

- ウ) ルサカ市における COVID-19 感染状況、対策状況及び都市開発計画への影響に関して情報収集を行う。特に、コンパウンドにおける影響を調査・分析する。
- エ) 内環状道路の計画対象地区に位置する 6 つのコンパウンドの内、数か所のコンパウンドにおいて、上下水道の整備及び衛生環境にかかる情報収集を行う。現地再委託を行う場合は、当該契約に係る準備等も含めて今次現地調査期間に実施する。なお、対象とするコンパウンドについては、現地におけるコンパウンド政策等を調査の上、コンサルタントから提案の上、ルサカ市及び JICA との協議を経て決定する。

(3) 第 2 次国内調査・作業 (2021 年 5 月上旬～6 月上旬)

① 第 1 次現地調査の結果整理

第 1 次現地調査の結果の整理・分析を行い、第 2 次現地調査において更に収集する必要がある資料・情報をリストアップする。その上で JICA アフリカ部アフリカ第三課及びザンビア事務所に対して説明・協議を行う。

② 交通改善に係る候補案件及び優先順位の設定

ア) ルサカ市内の交通課題の分析

交通量調査の結果を整理の上、同調査結果に基づき、内環状道路及びルサカ市内の渋滞ボトルネックにおける将来的な交通量予測を行う。現状のルサカ市内における渋滞のボトルネックを対象とした案件とも比較検討の上、交通改善への影響及び効果の観点から、内環状道路の優先度を分析する。

イ) 交通改善案件の提案

上記交通量予測に基づき、内環状道路以外に優先度の高い案件がある場合には、案件概要 (案件実施の意義、概要、事業費試算等) について整理する。

ウ) 支援の方向性の確認

内環状道路を含む各案件について、ア) 及びイ) の分析・整理の結果に基づき、JICA アフリカ部アフリカ第三課及びザンビア事務所と協議し、今後の支援の方向性を確認する。

③ マスタープラン更新の必要性の検討及び分野の整理

第 1 次現地調査の結果を受けて、マスタープランの更新が必要と考えられるか、その場合、こういった事項が中心的な課題となるか等整理を行う。ザンビア側とその支援方策の希望含め意見交換を行う。

④ 候補ルートを選定

上記②ウ) において確認した支援の方向性に沿って、各候補案件のルート (内環状道路については第 1 次現地調査において特定した候補ルート) の概要について住民移転、環境影響、コスト、開発効果の観点から整理を行い、優先順位案を策定する。また、第 2 次現地調査において追加で確認が必要な事項について整理する。

⑤ 第 2 次現地調査に向けた方針の策定

上記分析を踏まえて、第 2 次現地調査における調査方針を JICA アフリカ部アフリカ第三課及びザンビア事務所に対して説明、協議を行う。協議の結果を受けて、第 2 次現地調査方針を最終化し、JICA の承認を得る。

- (4) 第2次現地調査(2021年6月上旬～7月上旬)
- ① マスタープラン更新に係るザンビア側意向の確認
第1次現地調査、及び第2次国内調査・作業における検討結果を踏まえて、ザンビア側と優先分野の確認及び支援方策の希望を含め意見交換を行う。
 - ② 候補案件に関する最適ルートの検討
 - ア) 住民移転、環境影響、コスト、開発効果等の観点から、候補案件に関し、複数のルートと比較検討し、最適なルートを設計・提案する。なお、ルート検討の際には、ルサカ市役所の提示案のみならず、コンサルタントの独自案を含めて比較検討する。なお、比較検討の際には各ルートにおける住民移転数をはじめとした、環境社会配慮に関する概要調査を行うこと。精緻な移転戸数の提示は不要であるが、誤差10%程度以内の精度にて移転戸数の算出を行ったうえで、移転人数の概算を出すこと。
 - イ) 上記最適ルートの検討において、事業費の試算を行う。
- (5) 第3次国内調査・作業(2021年7月上旬～7月下旬)
- ア) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議
これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、機構及び関係機関に説明・協議を行う。
 - イ) ファイナル・レポートの作成
ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナル・レポートとして取り纏める。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)を成果品とし、提出期限は2021年9月中旬とする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内

部数：和文3部

(2) インセプション・レポート

提出時期：第1次現地調査前(2021年2月下旬)

部数：和文及び英文、電子ファイルのみ

(3) 現地調査結果概要

提出時期：第1次現地調査後(2021年5月中旬)、第2次現地調査後(2021年7月頃)

ただし、第2次現地調査の結果は、ドラフト・ファイナル・レポートで代替可能。

部数：電子ファイルのみ(和文)

(4) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：報告会のタイミングや、報告が必要と思われるタイミングで提出

部数：電子ファイルまたはファイナル・レポート等に添付する。

(5) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2021年7月中旬

部数：電子ファイルのみ（和文及び英文要約版）

（6） ファイナル・レポート

提出時期：2021年9月中旬まで

部数：和文4部、英文要約版4部、CD-R3部

注1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（最新版）」を参照する。

注2) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注3) 調査時に収集した資料及びデータは内容別に整理してリストを付した上でファイナル・レポート提出時に提出すること。

別紙：ファイナル・レポート目次案

ファイナル・レポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 全体の要約
2. 本編
 - (1) 調査の背景・経緯
 - (2) 「ルサカ市総合都市開発計画調査」において策定したマスタープランに関する調査・分析
 - ① ルサカ市の一般的な基礎情報（経済・産業、社会状況、行政・自治体制等）
 - ② 関連する国内政策、開発計画、関連法令
 - ③ マスタープランの現状（利活用状況、プロジェクトの実現可率等）
 - ④ マスタープラン策定後の都市開発状況（他ドナーの動き含む）
 - ⑤ 新たな都市開発計画の現状と課題
 - ⑥ コンパウンド開発に関する現状
 - ⑦ コンパウンド開発に関する行政、財政、他制度面での課題
 - (3) 内環状道路フェーズ2に関する調査・分析
 - ① 内環状道路に関する概況
 - ② 交通量予測
 - ③ 環境社会配慮上の分析
 - ④ 最適ルート of 検討結果
 - ⑤ 事業費の試算結果
 - (4) 今後の JICA による協力の方向性・可能性等の検討

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：都市計画、都市交通／道路計画に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／都市計画

➤ 都市交通／道路計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ザンビア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者（都市交通／道路計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通／道路計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ザンビア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は2021年2月より開始し、2021年11月30日を履行期限とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 21 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成を提案してください。

- ① 業務主任者／都市計画（2号）（評価対象）
- ② 都市衛生（コロナ影響調査含む）
- ③ インフラ計画（上下水施設）
- ④ 都市交通／道路計画（3号）（評価対象）
- ⑤ 道路設計
- ⑥ 環境社会配慮
- ⑦ 交通量調査・解析

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通量調査 (3,000千円にて定額計上のこと)
- コンパウンド調査 (3,000千円にて定額計上のこと)
- 環境社会配慮調査 (3,000千円にて定額計上のこと)

(4) 安全管理

1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

情報収集や調整に当たっては、Web会議システム等を活用するよう最大限工夫してください。また、現地渡航が決まった場合は、ザンビア政府が定める渡航措置やCOVID-19感染防止対策及びJICAが定める安全対策を遵守し、現地感染情報、医療機関情報の収集、予防を徹底してください。

2) コンパウンドでの調査

JICA ザンビア事務所では、業務以外の目的でコンパウンドを訪れることは禁じています。業務目的で訪れる場合には、事前に（訪問予定の10日程度前）、ルサカ市及びJICA ザンビア事務所（安全対策アドバイザー）に対し、調査概要（目体、訪問場所や時間）を提示し、ルサカ市役所及びJICA ザンビア事務所安全対策アドバイザー双方の了承を得てから調査を行ってください（双方の承認が得られない場合は訪問中止とする可能性あり）。また、調査時にはルサカ市役所等の関係者にも同行を依頼してください。コンパウンド調査時に警備員の備上を想定される場合は、必要経費を現地関連費として計上してください。

3) その他安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録し、現地業務期間中は安全管理に十分留意願います。当地の治安状況については、JICA ザンビア事務所、在ザンビア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA アフリカ部アフリカ第三課またはザンビア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動する場合は、当地の治安状況、移動手段等についてJICA アフリカ部アフリカ第三課またはザンビア事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、日本国内におけるバックアップ体制も構築する。なお、当該安全管理体制はプロポーザルに記載すること。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - 1) 現地再委託費（再委託費）： 9,000千円
 - 交通量調査 3,000千円
 - 環境社会配慮調査 3,000千円
 - コンパウンド調査 3,000千円
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ドバイ⇄ルサカ（エミレーツ航空、往復）

ビジネスクラス：1,100千円

エコノミークラス：350千円

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料

- Integrated Development Plan
- Final IRR ESIS V5 – Report
- Final RAP – Inner Ring Road Report

(2) 公開資料

- ザンビア国 ルサカ市総合都市開発計画調査ファイナルレポート 和文要約
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247317.html>)
- The study on comprehensive urban development plan for the City of Lusaka in the Republic of Zambia final report : summary
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247318.html>)
- The study on comprehensive urban development plan for the City of Lusaka in the Republic of Zambia : final report Vol.1
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247319.html>)
- The study on comprehensive urban development plan for the City of Lusaka in the Republic of Zambia : final report Vol.2
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247320.html>)
- The study on comprehensive urban development plan for the City of Lusaka in the Republic of Zambia : final report Vol.3
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247321.html>)
- The study on comprehensive urban development plan for the City of Lusaka in the Republic of Zambia final report : annex1
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247322.html>)
- The study on comprehensive urban development plan for the City of Lusaka in the Republic of Zambia final report : annex2
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247323.html>)
- The study on comprehensive urban development plan for the City of Lusaka in the Republic of Zambia final report : annex3
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247324.html>)

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>都市交通／道路計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : アフリカ部アフリカ第三課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

【オプション1：旅費（航空賃）の金額を定額計上又は単価指定なしの場合】

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション3：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者
東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。